

番号	章	施策の方向	施策	内容	計画進捗状況
1	1-5 (3)	職員等への研修	市職員への研修	市の職員に対し、福祉や人権に関する研修を行い、障害及び障害のある人への理解を深め、適切なサービスの提供を行えるよう努める。	関係課における研修については随時行っている。 【障害福祉課】 新規採用職員研修において、高齢者・障害福祉の現場研修や車いす体験・視覚障害者体験などを行っている。 【職員課】
2	1-5 (3)	職員等への研修	教職員への研修	教職員に対し、特別支援教育に関する研修会や、公開研究会への参加を促進し、資質・指導力などの向上を図る。	特別支援学校コーディネーター研修会等を行い、特別支援教育の理解促進と教職員の育成を図っている。 【総合教育センター】
3	1-5 (3)	関係機関への啓発・広報	庁内の意識啓発	庁内各課に対して、バリアフリー庁内連絡会議などを活用し、障害福祉に関する意識の啓発を図り、理解の浸透及び施策の推進を図る。	障害福祉に関する意識の啓発や施策の推進については随時行っている。 【障害福祉課】
4	1-5 (3)	関係機関への啓発・広報	関係機関への啓発・広報	関係機関に対し、資料の提供などにより啓発・広報を行い、障害のある人への理解の浸透を図る。	関係機関に対する資料の提供などは随時行っている。 【障害福祉課】
5	5-5 (1)	権利擁護の充実	人権擁護活動の推進	成年後見制度の利用に当たり、必要となる費用を負担することが困難である人に対し、後見人等の報酬等の全部又は一部を助成する成年後見制度利用支援事業により成年後見制度の利用の促進を図ることで、自立支援を推進する	成年後見制度利用支援事業 【保健所・障害福祉課】 報酬助成 H20 0件 H21 0件 H22 2件 H23 3件 H24 4件 H25 5件
6	5-5 (1)	権利擁護の充実	権利擁護体制の検討	地域自立支援協議会の権利擁護部会にて、権利擁護体制の検討を行う。	船橋市自立支援協議会の提言により、平成23年7月から成年後見支援センター、及び平成24年10月から虐待防止センターが設置された。 【障害福祉課】
7	5-5 (1)	権利擁護の充実	「ばれっと」の利用促進	権利擁護を必要とする人のため、ふなばし高齢者等権利擁護センター「ばれっと」の利用につながるよう、市社会福祉協議会との連携を図る。	日常生活を送る上で、十分な判断が出来ない方や、体の自由がきかない方が地域で安心して生活できるように支援する福祉サービスの利用援助等を行い提供している。 【地域福祉課】 新規契約件数 H20 3件 H21 2件 H22 5件 H23 3件 H24 7件 H25 24件
8	5-5 (5)	情報提供体制の推進	市議会の傍聴	市議会傍聴に際し、車いす専用席、拡声装置などの障害のある人への配慮を行う。また、聴覚障害者を対象に、手話通訳者を派遣する。	本会議傍聴席に車いす専用スペース3席分を確保するとともに、ヘッドホン付席10席を設けている。また手話通訳の希望があれば派遣している。 【議会事務局】